

2 令和7年3月31日までの間、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から3までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から3までにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位数
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から3までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から3までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から3までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から3までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から3までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から3までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から3までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

[削る。]

[削る。]

第5 保育所等訪問支援

- 1 保育所等訪問支援給付費（1日につき） 1,071単位

[注1・1の2 略]

2 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

[(1)~(3) 略]

(4) 指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第26条第7項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出ていない場合 100分の85

[注3~6 略]

[1の2~2 略]

[加える。]

5 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、1から3までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

6 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合は、1から3までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第5 保育所等訪問支援

- 1 保育所等訪問支援給付費（1日につき） 1,071単位

[注1・1の2 同左]

2 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

[(1)~(3) 同左]

[加える。]

[注3~6 同左]

[1の2~2 同左]

3 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から2までにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から2までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から2までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から2までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から2までにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位数
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から2までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から2までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から2までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から2までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から2までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から2までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から2までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

[削る。]

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。4及び5において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から2までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から2までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から2までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

[加える。]

4 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、1から2までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

[削る。]

別表2

経過的障害児通所給付費等単位数表

- 第1 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行われる児童発達支援
1 主として難聴児経過的児童発達支援給付費（1日につき）

[イ～ハ 略]

[注1～3 略]

- 4 主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

[(1)～(3) 略]

(4) 指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ている場合 100分の85

[注5～12 略]

[2～18 略]

19 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から18までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から18までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から18までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から18までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から18までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

5 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合は、1から2までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

別表2

経過的障害児通所給付費等単位数表

- 第1 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行われる児童発達支援
1 主として難聴児経過的児童発達支援給付費（1日につき）

[イ～ハ 同左]

[注1～3 同左]

- 4 主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

[(1)～(3) 同左]

[加える。]

[注5～12 同左]

[2～18 同左]

19 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。20及び21において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から18までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から18までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から18までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

[加える。]

[加える。]

- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から18までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から18までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から18までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から18までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から18までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から18までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から18までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から18までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から18までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から18までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から18までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から18までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から18までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

[削る。]

[削る。]

20 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から17までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から17までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

21 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、1から17までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第2 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

1 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費（1日につき）

[イ～ハ 略]

[注1・1の2 略]

2 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

[(1)～(3) 略]

(4) 指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合 100分の85

[注3～10 略]

[2～18 略]

19 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から18までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から18までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から18までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から18までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から18までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から18までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

第2 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

1 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費（1日につき）

[イ～ハ 同左]

[注1・1の2 同左]

2 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

[(1)～(3) 同左]

[加える。]

[注3～10 同左]

[2～18 同左]

19 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。20及び21において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から18までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から18までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から18までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

[加える。]

[加える。]

- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から18までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から18までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から18までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から18までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から18までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から18までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から18までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から18までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から18までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から18までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から18までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から18までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

[削る。]

[削る。]

20 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から18までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から18までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

21 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、1から18までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第3 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において行われる児童発達支援

1 医療型経過的児童発達支援給付費（1日につき）

[イ～ニ 略]

[注1・1の2 略]

2 医療型経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、旧指定医療型児童発達支援事業所において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

[(1)・(2) 略]

(3) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出ていない場合 100分の85

[注3～7 略]

[2～17 略]

18 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から17までにより算定した単位数の1000分の176に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から17までにより算定した単位数の1000分の173に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から17までにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から17までにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から17までにより算定した単位数の1000分の156に相当する単位数

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から17までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から17までにより算定した単位数の1000分の153に相当する単位数

第3 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において行われる児童発達支援

1 医療型経過的児童発達支援給付費（1日につき）

[イ～ニ 同左]

[注1・1の2 同左]

2 医療型経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、旧指定医療型児童発達支援事業所において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

[(1)・(2) 同左]

[加える。]

[注3～7 同左]

[2～17 同左]

18 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。19及び20において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から17までにより算定した単位数の1000分の126に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から17までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から17までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数

[加える。]

[加える。]

- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の119に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の143に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数

[削る。]

[削る。]

19 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

20 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、1 から17までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

備考 表中の [] の記載は任意である。

(児童福祉法に基づき指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第三条 児童福祉法に基づき指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の二第二項第一号の規定に基づき、指定入所支援（同条第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児入所給付費単位数表第1の1（注5から注6までを除く。）、2及び4から12までにより算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第1の1（注5から注6までに限る。）及び3により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第2により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。</p> <p>[二 略]</p> <p>別表</p> <p>障害児入所給付費単位数表</p> <p>第1 福祉型障害児入所施設</p> <p>1 福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）</p> <p>イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合</p> <p>(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>957単位</u></p> <p>(2) 入所定員が10人の場合</p> <p>（一）当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>837単位</u></p> <p>（二）当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>1,727単位</u></p> <p>（三）当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>957単位</u></p> <p>(3) 入所定員が11人以上15人以下の場合</p> <p>（一）当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>665単位</u></p> <p>（二）当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>1,109単位</u></p> <p>（三）当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>878単位</u></p> <p>(4) 入所定員が16人以上20人以下の場合</p> <p>（一）当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 645単位</p> <p>（二）当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,075単位</p> <p>（三）当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 852単位</p> <p>(5) 入所定員が21人以上25人以下の場合 <u>837単位</u></p> <p>(6) 入所定員が26人以上30人以下の場合 <u>812単位</u></p> <p>(7) 入所定員が31人以上35人以下の場合 <u>700単位</u></p> <p>(8) 入所定員が36人以上40人以下の場合 <u>665単位</u></p> <p>(9) 入所定員が41人以上50人以下の場合 <u>625単位</u></p> <p>(10) 入所定員が51人以上60人以下の場合 <u>600単位</u></p>	<p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の二第二項第一号の規定に基づき、指定入所支援（同条第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児入所給付費単位数表第1の1（注5から注7までを除く。）、2及び4から11までにより算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第1の1（注5から注7までに限る。）及び3により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第2により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。</p> <p>[二 同左]</p> <p>別表</p> <p>障害児入所給付費単位数表</p> <p>第1 福祉型障害児入所施設</p> <p>1 福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）</p> <p>イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合</p> <p>(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>941単位</u></p> <p>(2) 入所定員が10人の場合</p> <p>（一）当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>823単位</u></p> <p>（二）当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>1,697単位</u></p> <p>（三）当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>941単位</u></p> <p>(3) 入所定員が11人以上20人以下の場合</p> <p>（一）当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>654単位</u></p> <p>（二）当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>1,090単位</u></p> <p>（三）当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>863単位</u></p> <p>[加える。]</p> <p>(4) 入所定員が21人以上30人以下の場合 <u>823単位</u></p> <p>[加える。]</p> <p>(5) 入所定員が31人以上40人以下の場合 <u>688単位</u></p> <p>[加える。]</p> <p>(6) 入所定員が41人以上50人以下の場合 <u>614単位</u></p> <p>(7) 入所定員が51人以上60人以下の場合 <u>590単位</u></p>

<u>(11)</u> 入所定員が61人以上70人以下の場合	578単位
<u>(12)</u> 入所定員が71人以上80人以下の場合	554単位
<u>(13)</u> 入所定員が81人以上90人以下の場合	535単位
<u>(14)</u> 入所定員が91人以上100人以下の場合	513単位
<u>(15)</u> 入所定員が101人以上の場合	493単位
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が30人以下の場合	845単位
(2) 入所定員が31人以上40人以下の場合	772単位
(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合	734単位
(4) 入所定員が51人以上60人以下の場合	701単位
(5) 入所定員が61人以上70人以下の場合	668単位
(6) 入所定員が71人以上の場合	637単位
ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,246単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	988単位
(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	907単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	988単位
(3) 入所定員が10人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	907単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,903単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	988単位
(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	694単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,360単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	900単位
(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	644単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,142単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	900単位

<u>(8)</u> 入所定員が61人以上70人以下の場合	568単位
<u>(9)</u> 入所定員が71人以上80人以下の場合	545単位
<u>(10)</u> 入所定員が81人以上90人以下の場合	526単位
<u>(11)</u> 入所定員が91人以上100人以下の場合	504単位
<u>(12)</u> 入所定員が101人以上110人以下の場合	501単位
<u>(13)</u> 入所定員が111人以上120人以下の場合	499単位
<u>(14)</u> 入所定員が121人以上130人以下の場合	496単位
<u>(15)</u> 入所定員が131人以上140人以下の場合	493単位
<u>(16)</u> 入所定員が141人以上150人以下の場合	490単位
<u>(17)</u> 入所定員が151人以上160人以下の場合	485単位
<u>(18)</u> 入所定員が161人以上170人以下の場合	481単位
<u>(19)</u> 入所定員が171人以上180人以下の場合	477単位
<u>(20)</u> 入所定員が181人以上190人以下の場合	473単位
<u>(21)</u> 入所定員が191人以上の場合	470単位
ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が30人以下の場合	831単位
(2) 入所定員が31人以上40人以下の場合	759単位
(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合	721単位
(4) 入所定員が51人以上60人以下の場合	689単位
(5) 入所定員が61人以上70人以下の場合	657単位
(6) 入所定員が71人以上の場合	626単位
ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,225単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	971単位
(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	891単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	971単位
(3) 入所定員が10人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	891単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,870単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	971単位
(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	682単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,337単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	885単位
(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	633単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,122単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	885単位

(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	577単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,022単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	871単位
(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	542単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	871単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	871単位
(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	767単位
(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合	713単位
(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合	626単位
(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	603単位
(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合	582単位
(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合	560単位
(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合	540単位
(15) 入所定員が91人以上の場合	519単位
ニ 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,246単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	983単位
(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	929単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	983単位
(3) 入所定員が10人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	929単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,889単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	983単位
(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	695単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,349単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	895単位
(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	647単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,139単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	895単位
(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	573単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	966単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	866単位

(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	567単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,005単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	856単位
(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	533単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	856単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	856単位
(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	754単位
(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合	701単位
(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合	615単位
(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	593単位
(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合	572単位
(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合	550単位
(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合	531単位
(15) 入所定員が91人以上の場合	510単位
ニ 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,225単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	966単位
(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	913単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	966単位
(3) 入所定員が10人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	913単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,857単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	966単位
(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	683単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,326単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	880単位
(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	636単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,120単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	880単位
(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	563単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	949単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	851単位

(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	545単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	866単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	866単位
(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	763単位
(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合	710単位
(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合	623単位
(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	600単位
(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合	580単位
(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合	558単位
(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合	537単位
(15) 入所定員が91人以上の場合	518単位
ホ 主として肢体不自由（法第6条の2の2第2項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が50人以下の場合	766単位
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	752単位
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	737単位
(4) 入所定員が71人以上の場合	720単位

注1 指定福祉型障害児入所施設（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。以下「指定入所基準」という。）第2条第1号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。）において、指定入所支援を行った場合に、障害児の障害種別及び入所定員に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- 2 イからホまでに係る福祉型障害児入所施設給付費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
- (1) 障害児の数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合 別にこども家庭庁長官が定める割合
- (2) 指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画（同条第1項に規定する入所支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合に、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合
- (一) 入所支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70
- (二) 入所支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50
- 3 指定入所基準第41条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

3の2 指定入所基準第42条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	536単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	851単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	851単位
(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	750単位
(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合	698単位
(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合	612単位
(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	590単位
(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合	570単位
(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合	548単位
(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合	528単位
(15) 入所定員が91人以上の場合	509単位
ホ 主として肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が50人以下の場合	753単位
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	739単位
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	724単位
(4) 入所定員が71人以上の場合	708単位

注1 指定福祉型障害児入所施設（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。以下「指定入所基準」という。）第2条第1号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。）において、指定入所支援を行った場合に、障害児の障害種別及び入所定員に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- 2 イからホまでに係る福祉型障害児入所施設給付費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
- (1) 障害児の数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合 別にこども家庭庁長官が定める割合
- (2) 指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画（同条第1項に規定する入所支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合に、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合
- (一) 入所支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70
- (二) 入所支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50
- 3 指定入所基準第41条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、同項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

[加える。]

3の3 指定入所基準第35条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

3の4 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。））にあつては、指定都市又は児童相談所設置市の市長（以下同じ。）に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定入所支援を行った場合に、日中活動支援加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

- | | |
|---|-------|
| (1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき | 67単位 |
| (2) 入所定員が10人の場合 | |
| (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき | 161単位 |
| (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき | 67単位 |
| (3) 入所定員が11人以上15人以下の場合 | |
| (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき | 121単位 |
| (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき | 67単位 |
| (4) 入所定員が16人以上20人以下の場合 | |
| (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき | 81単位 |
| (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき | 67単位 |
| (5) 入所定員が21人以上25人以下の場合 | 67単位 |
| (6) 入所定員が26人以上30人以下の場合 | 54単位 |
| (7) 入所定員が31人以上35人以下の場合 | 47単位 |
| (8) 入所定員が36人以上40人以下の場合 | 40単位 |
| (9) 入所定員が41人以上50人以下の場合 | 32単位 |
| (10) 入所定員が51人以上60人以下の場合 | 27単位 |
| (11) 入所定員が61人以上70人以下の場合 | 23単位 |
| (12) 入所定員が71人以上80人以下の場合 | 20単位 |
| (13) 入所定員が81人以上90人以下の場合 | 18単位 |
| (14) 入所定員が91人以上100人以下の場合 | 16単位 |
| (15) 入所定員が101人以上の場合 | 16単位 |

[削る。]
[削る。]
[削る。]
[削る。]
[削る。]

[加える。]

[加える。]

4 職業指導員を1以上配置しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。））にあつては、指定都市又は児童相談所設置市の市長（以下同じ。）に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

- | | |
|---|-------|
| [加える。] | |
| (1) 入所定員が10人以下の場合 | |
| (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき | 148単位 |
| (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき | 49単位 |
| (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 | |
| (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき | 73単位 |
| (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき | 49単位 |
| [加える。] | |
| (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 | 49単位 |
| [加える。] | |
| (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 | 39単位 |
| [加える。] | |
| (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 | 29単位 |
| (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 | 26単位 |
| (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 | 23単位 |
| (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 | 20単位 |
| (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 | 17単位 |
| (10) 入所定員が91人以上100人以下の場合 | 14単位 |
| (11) 入所定員が101人以上110人以下の場合 | 13単位 |
| (12) 入所定員が111人以上120人以下の場合 | 12単位 |
| (13) 入所定員が121人以上130人以下の場合 | 11単位 |
| (14) 入所定員が131人以上140人以下の場合 | 10単位 |
| (15) 入所定員が141人以上170人以下の場合 | 9単位 |
| (16) 入所定員が171人以上の場合 | 8単位 |

ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

- (1) 入所定員が30人以下の場合 54単位
- (2) 入所定員が31人以上40人以下の場合 40単位
- (3) 入所定員が41人以上50人以下の場合 32単位
- (4) 入所定員が51人以上60人以下の場合 27単位
- (5) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位
- (6) 入所定員が71人以上の場合 23単位

ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合

- (1) 入所定員が5人の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 322単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 54単位
- (2) 入所定員が6人以上9人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 179単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 54単位
- (3) 入所定員が10人の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 161単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 54単位
- (4) 入所定員が11人以上15人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 107単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 54単位
- (5) 入所定員が16人以上20人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 81単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 54単位
- (6) 入所定員が21人以上25人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 64単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 54単位
- (7) 入所定員が26人以上30人以下の場合 54単位
- (8) 入所定員が31人以上35人以下の場合 46単位
- (9) 入所定員が36人以上40人以下の場合 40単位
- (10) 入所定員が41人以上50人以下の場合 32単位
- (11) 入所定員が51人以上60人以下の場合 27単位
- (12) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位
- (13) 入所定員が71人以上80人以下の場合 20単位
- (14) 入所定員が81人以上90人以下の場合 18単位
- (15) 入所定員が91人以上の場合 18単位

ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

- (1) 入所定員が30人以下の場合 49単位
- (2) 入所定員が31人以上40人以下の場合 39単位
- (3) 入所定員が41人以上50人以下の場合 29単位
- (4) 入所定員が51人以上60人以下の場合 26単位
- (5) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位
- (6) 入所定員が71人以上の場合 20単位

ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合

- (1) 入所定員が5人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 296単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 49単位
- (2) 入所定員が6人以上10人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 148単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 49単位
- [加える。]
- (3) 入所定員が11人以上15人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 98単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 49単位
- (4) 入所定員が16人以上20人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 73単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 49単位
- (5) 入所定員が21人以上25人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 59単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 49単位
- (6) 入所定員が26人以上30人以下の場合 49単位
- (7) 入所定員が31人以上40人以下の場合 39単位
- [加える。]
- (8) 入所定員が41人以上50人以下の場合 29単位
- (9) 入所定員が51人以上60人以下の場合 26単位
- (10) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位
- (11) 入所定員が71人以上80人以下の場合 20単位
- (12) 入所定員が81人以上90人以下の場合 17単位
- (13) 入所定員が91人以上の場合 14単位

5 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、重度障害児（次のイに規定する障害児、次のハ及びホに規定する盲児又はろうあ児並びに次のトに規定する肢体不自由児をいう。以下この第1において同じ。）に対し、指定入所支援を行った場合（イ、ロ又はトについては、該当する重度障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、重度障害児の障害種別に応じて、重度障害児支援加算として、1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

イ 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合（ロに該当する場合を除く。） 165単位

(1) 次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であって、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの

(イ) 食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者

(ロ) 頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者

(2) 盲児、ろうあ児又は肢体不自由児であって知能指数がおおむね50以下と判定されたもの

ロ 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、イに規定する障害児であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものに対し指定入所支援を行った場合 198単位

(1) 6歳未満である者

(2) 医療型障害児入所施設（法第42条第2号の医療型障害児入所施設をいう。）（主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させる施設に限る。）を退所後3年未満である者

(3) 入所後1年未満である者

ハ 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合（二に該当する場合を除く。） 158単位

(1) 知的障害を有するために、特別の支援を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの

(2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの

ニ 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、ハに規定する盲児又はろうあ児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであって、入所後1年未満のもの 189単位

ホ 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合（ハに該当する場合を除く。） 143単位

(1) 知的障害を有するために、特別の支援を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの

(2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの

5 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、次のイからトまでに該当する障害児に対し、指定入所支援を行った場合（イ、ロ又はトについては、該当する障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、障害児の障害種別に応じて、重度障害児支援加算として、1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

イ 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合（ロに該当する場合を除く。） 165単位

(1) 次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であって、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの

(イ) 食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者

(ロ) 頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者

(2) 盲児、ろうあ児又は肢体不自由児であって知能指数がおおむね50以下と判定されたもの

ロ 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、イに規定する障害児であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものに対し指定入所支援を行った場合 198単位

(1) 6歳未満である者

(2) 医療型障害児入所施設（法第42条第2号の医療型障害児入所施設をいう。）（主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させる施設に限る。）を退所後3年未満である者

(3) 入所後1年未満である者

ハ 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合（二に該当する場合を除く。） 158単位

(1) 知的障害を有するために、特別の保護指導を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの

(2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、及び衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの

ニ 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、ハに規定する盲児又はろうあ児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであって、入所後1年未満のもの 189単位

ホ 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合（ハに該当する場合を除く。） 143単位

(1) 知的障害を有するために、特別の保護指導を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの

(2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの

へ 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、ホに規定する盲児又はろうあ児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであって、入所後1年未満のもの 171単位

ト 主として肢体不自由児を受け入れる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合 198単位

- (1) 各種補装具を用いても身体の移動が困難である者
- (2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者又は喀痰吸引等を必要とする者

5の2 注5の重度障害児支援加算を算定している指定福祉型障害児入所施設であって、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、注5のイの(1)の(二)又はハの(1)若しくはホの(1)に規定する者に対し、別に子ども家庭庁長官が定める基準に該当する指定入所支援を行った場合に、1日につき11単位を所定単位数に加算する。

6 注5イからトまでに該当する障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう。）、知的障害又は精神障害（知的障害を除く。）のうち3以上の障害を有する児童である障害児に対し、指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき111単位を所定単位数に加算する。ただし、注7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

7 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、次に掲げる指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1日につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、700単位を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 強度行動障害児特別支援加算(I)
別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定入所支援を行った場合 390単位

ロ 強度行動障害児特別支援加算(II)
別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定入所支援を行った場合 781単位

8 指定福祉型障害児入所施設において乳幼児である障害児に対して、指定入所支援を行った場合に、乳幼児加算として、1日につき78単位を所定単位数に加算する。

へ 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、ホに規定する盲児又はろうあ児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであって、入所後1年未満のもの 171単位

ト 主として肢体不自由児を受け入れる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合 198単位

- (1) 各種補装具を用いても身体の移動が困難である者
- (2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者又は喀痰吸引等を必要とする者

5の2 注5の重度障害児支援加算を算定している指定福祉型障害児入所施設であって、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、注5のイの(1)の(二)又はハの(1)若しくはホの(1)に規定する者に対し、別に子ども家庭庁長官が定める基準に該当する指定障害児入所支援を行った場合に、1日につき11単位を所定単位数に加算する。

6 注5イからトまでに該当する障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう。）、知的障害又は精神障害（知的障害を除く。）のうち3以上の障害を有する児童である障害児に対し、指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき111単位を所定単位数に加算する。ただし、注7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

7 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（主として知的障害児又は自閉症児を入所させる施設に限る。）において、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1日につき781単位を所定単位数に加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、700単位を加算する。

[加える。]

[加える。]

8 指定福祉型障害児入所施設において乳幼児である障害児に対して、指定入所支援を行った場合に、乳幼児加算として、1日につき78単位を所定単位数に加算する。

9 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

- (1) 入所定員が10人以下の場合 102単位
- (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 51単位
- (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 34単位
- (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 26単位
- (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 20単位
- (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 17単位
- (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 15単位
- (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 13単位
- (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 11単位
- (10) 入所定員が91人以上100人以下の場合 10単位
- (11) 入所定員が101人以上の場合 9単位
- [削る。]
- [削る。]
- [削る。]
- [削る。]

ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

- (1) 入所定員が40人以下の場合 26単位
- (2) 入所定員が41人以上50人以下の場合 20単位
- (3) 入所定員が51人以上60人以下の場合 17単位
- (4) 入所定員が61人以上70人以下の場合 15単位
- (5) 入所定員が71人以上の場合 13単位

ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行う場合

- (1) 入所定員が5人以上10人以下の場合 102単位
- (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 51単位
- (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 34単位
- (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 26単位
- (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 20単位
- (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 17単位
- (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 15単位
- (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 13単位
- (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 11単位
- (10) 入所定員が91人以上の場合 10単位

ニ 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合

- (1) 入所定員が50人以下の場合 20単位
- (2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 17単位
- (3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 15単位
- (4) 入所定員が71人以上の場合 13単位

9 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

- (1) 入所定員が10人以下の場合 102単位
- (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 51単位
- (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 34単位
- (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 26単位
- (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 20単位
- (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 17単位
- (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 15単位
- (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 13単位
- (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 11単位
- (10) 入所定員が91人以上100人以下の場合 10単位
- (11) 入所定員が101人以上120人以下の場合 9単位
- (12) 入所定員が121人以上130人以下の場合 8単位
- (13) 入所定員が131人以上150人以下の場合 7単位
- (14) 入所定員が151人以上180人以下の場合 6単位
- (15) 入所定員が181人以上の場合 5単位

ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

- (1) 入所定員が40人以下の場合 26単位
- (2) 入所定員が41人以上50人以下の場合 20単位
- (3) 入所定員が51人以上60人以下の場合 17単位
- (4) 入所定員が61人以上70人以下の場合 15単位
- (5) 入所定員が71人以上の場合 13単位

ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行う場合

- (1) 入所定員が5人以上10人以下の場合 102単位
- (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 51単位
- (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 34単位
- (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 26単位
- (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 20単位
- (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 17単位
- (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 15単位
- (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 13単位
- (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 11単位
- (10) 入所定員が91人以上の場合 10単位

ニ 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合

- (1) 入所定員が50人以下の場合 20単位
- (2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 17単位
- (3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 15単位
- (4) 入所定員が71人以上の場合 13単位

10 公認心理師を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（注9の心理担当職員配置加算を算定している福祉型障害児入所施設に限る。）において、指定入所支援を行った場合に、1日につき10単位を所定単位数に加算する。

11 指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、看護職員配置加算(I)として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

- | | |
|--------------------------|-------|
| (1) 入所定員が10人以下の場合 | 141単位 |
| (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 | 70単位 |
| (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 | 47単位 |
| (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 | 38単位 |
| (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 | 28単位 |
| (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 | 25単位 |
| (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 | 23単位 |
| (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 | 20単位 |
| (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 | 17単位 |
| (10) 入所定員が91人以上100人以下の場合 | 14単位 |
| (11) 入所定員が101人以上の場合 | 13単位 |
| [削る。] | |
| [削る。] | |
| [削る。] | |
| [削る。] | |
| [削る。] | |
| [削る。] | |

ロ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合

- | | |
|------------------------|-------|
| (1) 入所定員が5人以上10人以下の場合 | 141単位 |
| (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 | 70単位 |
| (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 | 47単位 |
| (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 | 38単位 |
| (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 | 28単位 |
| (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 | 25単位 |
| (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 | 23単位 |
| (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 | 20単位 |
| (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 | 17単位 |
| (10) 入所定員が91人以上の場合 | 14単位 |

12 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、看護職員配置加算(II)として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 入所定員が10人以下の場合 | 145単位 |
|-------------------|-------|

10 公認心理師を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（注9の心理担当職員配置加算を算定している福祉型障害児入所施設に限る。）において、指定入所支援を行った場合に、1日につき10単位を所定単位数に加算する。

11 指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

- | | |
|---------------------------|-------|
| (1) 入所定員が10人以下の場合 | 141単位 |
| (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 | 70単位 |
| (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 | 47単位 |
| (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 | 38単位 |
| (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 | 28単位 |
| (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 | 25単位 |
| (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 | 23単位 |
| (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 | 20単位 |
| (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 | 17単位 |
| (10) 入所定員が91人以上100人以下の場合 | 14単位 |
| (11) 入所定員が101人以上110人以下の場合 | 13単位 |
| (12) 入所定員が111人以上120人以下の場合 | 12単位 |
| (13) 入所定員が121人以上130人以下の場合 | 11単位 |
| (14) 入所定員が131人以上140人以下の場合 | 10単位 |
| (15) 入所定員が141人以上160人以下の場合 | 9単位 |
| (16) 入所定員が161人以上170人以下の場合 | 8単位 |
| (17) 入所定員が171人以上190人以下の場合 | 7単位 |
| (18) 入所定員が191人以上の場合 | 6単位 |

ロ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合

- | | |
|------------------------|-------|
| (1) 入所定員が5人以上10人以下の場合 | 141単位 |
| (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 | 70単位 |
| (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 | 47単位 |
| (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 | 38単位 |
| (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 | 28単位 |
| (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 | 25単位 |
| (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 | 23単位 |
| (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 | 20単位 |
| (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 | 17単位 |
| (10) 入所定員が91人以上の場合 | 14単位 |

12 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 入所定員が10人以下の場合 | 145単位 |
|-------------------|-------|

(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	96単位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	58単位
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	41単位
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	19単位
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合	15単位
(11) 入所定員が101人以上の場合	14単位
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が40人以下の場合	36単位
(2) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(3) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(4) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
(5) 入所定員が71人以上の場合	19単位
ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が5人以上10人以下の場合	145単位
(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	96単位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	58単位
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	41単位
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	19単位
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
(10) 入所定員が91人以上の場合	15単位
ニ 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が50人以下の場合	29単位
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
(4) 入所定員が71人以上の場合	19単位

(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	96単位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	58単位
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	41単位
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	19単位
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合	15単位
(11) 入所定員が101人以上110人以下の場合	14単位
(12) 入所定員が111人以上120人以下の場合	13単位
(13) 入所定員が121人以上130人以下の場合	12単位
(14) 入所定員が131人以上140人以下の場合	11単位
(15) 入所定員が141人以上160人以下の場合	10単位
(16) 入所定員が161人以上170人以下の場合	9単位
(17) 入所定員が171人以上190人以下の場合	8単位
(18) 入所定員が191人以上の場合	7単位
ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が40人以下の場合	36単位
(2) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(3) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(4) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
(5) 入所定員が71人以上の場合	19単位
ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が5人以上10人以下の場合	145単位
(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	96単位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	58単位
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	41単位
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	19単位
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
(10) 入所定員が91人以上の場合	15単位
ニ 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が50人以下の場合	29単位
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
(4) 入所定員が71人以上の場合	19単位

13 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。5の注3の(1)において同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（イにおいて「理学療法士等」という。）又は児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（ロにおいて「児童指導員等」という。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 理学療法士等を配置する場合

(1) 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

- (一) 入所定員が10人以下の場合 151単位
 - (二) 入所定員が11人以上20人以下の場合 101単位
 - (三) 入所定員が21人以上30人以下の場合 61単位
 - (四) 入所定員が31人以上40人以下の場合 43単位
 - (五) 入所定員が41人以上50人以下の場合 34単位
 - (六) 入所定員が51人以上60人以下の場合 28単位
 - (七) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位
 - (八) 入所定員が71人以上80人以下の場合 20単位
 - (九) 入所定員が81人以上90人以下の場合 18単位
 - (十) 入所定員が91人以上100人以下の場合 16単位
 - (十一) 入所定員が101人以上の場合 14単位
- [削る。]
[削る。]
[削る。]
[削る。]

(2) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

- (一) 入所定員が40人以下の場合 38単位
- (二) 入所定員が41人以上50人以下の場合 34単位
- (三) 入所定員が51人以上60人以下の場合 28単位
- (四) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位
- (五) 入所定員が71人以上の場合 20単位

(3) 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行う場合

- (一) 入所定員が5人以上10人以下の場合 151単位
- (二) 入所定員が11人以上20人以下の場合 101単位
- (三) 入所定員が21人以上30人以下の場合 61単位
- (四) 入所定員が31人以上40人以下の場合 43単位

13 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。5の注3の(1)において同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（イにおいて「理学療法士等」という。）又は児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（ロにおいて「児童指導員等」という。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 理学療法士等を配置する場合

(1) 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

- (一) 入所定員が10人以下の場合 151単位
- (二) 入所定員が11人以上20人以下の場合 101単位
- (三) 入所定員が21人以上30人以下の場合 61単位
- (四) 入所定員が31人以上40人以下の場合 43単位
- (五) 入所定員が41人以上50人以下の場合 34単位
- (六) 入所定員が51人以上60人以下の場合 28単位
- (七) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位
- (八) 入所定員が71人以上80人以下の場合 20単位
- (九) 入所定員が81人以上90人以下の場合 18単位
- (十) 入所定員が91人以上100人以下の場合 16単位
- (十一) 入所定員が101人以上120人以下の場合 14単位
- (十二) 入所定員が121人以上130人以下の場合 12単位
- (十三) 入所定員が131人以上150人以下の場合 11単位
- (十四) 入所定員が151人以上180人以下の場合 9単位
- (十五) 入所定員が181人以上の場合 8単位

(2) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

- (一) 入所定員が40人以下の場合 38単位
- (二) 入所定員が41人以上50人以下の場合 34単位
- (三) 入所定員が51人以上60人以下の場合 28単位
- (四) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位
- (五) 入所定員が71人以上の場合 20単位

(3) 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行う場合

- (一) 入所定員が5人以上10人以下の場合 151単位
- (二) 入所定員が11人以上20人以下の場合 101単位
- (三) 入所定員が21人以上30人以下の場合 61単位
- (四) 入所定員が31人以上40人以下の場合 43単位

(五) 入所定員が41人以上50人以下の場合	34単位
(六) 入所定員が51人以上60人以下の場合	28単位
(七) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(八) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(九) 入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
(十) 入所定員が91人以上の場合	16単位
(4) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
(一) 入所定員が50人以下の場合	30単位
(二) 入所定員が51人以上60人以下の場合	28単位
(三) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(四) 入所定員が71人以上の場合	20単位
□ 児童指導員等を配置する場合	
(1) 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合	
(一) 入所定員が10人以下の場合	112単位
(二) 入所定員が11人以上20人以下の場合	75単位
(三) 入所定員が21人以上30人以下の場合	45単位
(四) 入所定員が31人以上40人以下の場合	32単位
(五) 入所定員が41人以上50人以下の場合	25単位
(六) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位
(七) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
(八) 入所定員が71人以上80人以下の場合	15単位
(九) 入所定員が81人以上90人以下の場合	13単位
(十) 入所定員が91人以上100人以下の場合	12単位
(十一) 入所定員が101人以上の場合	10単位
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
(2) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
(一) 入所定員が40人以下の場合	28単位
(二) 入所定員が41人以上50人以下の場合	25単位
(三) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位
(四) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
(五) 入所定員が71人以上の場合	15単位
(3) 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合	
(一) 入所定員が5人以上10人以下の場合	112単位
(二) 入所定員が11人以上20人以下の場合	75単位
(三) 入所定員が21人以上30人以下の場合	45単位
(四) 入所定員が31人以上40人以下の場合	32単位
(五) 入所定員が41人以上50人以下の場合	25単位
(六) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位

(五) 入所定員が41人以上50人以下の場合	34単位
(六) 入所定員が51人以上60人以下の場合	28単位
(七) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(八) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(九) 入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
(十) 入所定員が91人以上の場合	16単位
(4) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
(一) 入所定員が50人以下の場合	30単位
(二) 入所定員が51人以上60人以下の場合	28単位
(三) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(四) 入所定員が71人以上の場合	20単位
□ 児童指導員等を配置する場合	
(1) 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合	
(一) 入所定員が10人以下の場合	112単位
(二) 入所定員が11人以上20人以下の場合	75単位
(三) 入所定員が21人以上30人以下の場合	45単位
(四) 入所定員が31人以上40人以下の場合	32単位
(五) 入所定員が41人以上50人以下の場合	25単位
(六) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位
(七) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
(八) 入所定員が71人以上80人以下の場合	15単位
(九) 入所定員が81人以上90人以下の場合	13単位
(十) 入所定員が91人以上100人以下の場合	12単位
(十一) 入所定員が101人以上120人以下の場合	10単位
(十二) 入所定員が121人以上130人以下の場合	9単位
(十三) 入所定員が131人以上150人以下の場合	8単位
(十四) 入所定員が151人以上180人以下の場合	7単位
(十五) 入所定員が181人以上の場合	6単位
(2) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
(一) 入所定員が40人以下の場合	28単位
(二) 入所定員が41人以上50人以下の場合	25単位
(三) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位
(四) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
(五) 入所定員が71人以上の場合	15単位
(3) 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合	
(一) 入所定員が5人以上10人以下の場合	112単位
(二) 入所定員が11人以上20人以下の場合	75単位
(三) 入所定員が21人以上30人以下の場合	45単位
(四) 入所定員が31人以上40人以下の場合	32単位
(五) 入所定員が41人以上50人以下の場合	25単位
(六) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位

(七) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
(八) 入所定員が71人以上80人以下の場合	15単位
(九) 入所定員が81人以上90人以下の場合	13単位
(十) 入所定員が91人以上の場合	12単位
(4) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
(一) 入所定員が50人以下の場合	22単位
(二) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位
(三) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
(四) 入所定員が71人以上の場合	15単位
14 障害児が指定福祉型障害児入所施設に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、社会福祉士又は5年以上障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援若しくは障害児相談支援に係る業務に従事した者(以下「社会福祉士等」という。)を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、ソーシャルワーカー配置加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	
イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が10人以下の場合	159単位
(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	79単位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	53単位
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	40単位
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合	16単位
(11) 入所定員が101人以上の場合	14単位
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が30人以下の場合	53単位
(2) 入所定員が31人以上40人以下の場合	40単位
(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(4) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(5) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(6) 入所定員が71人以上の場合	20単位

(七) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
(八) 入所定員が71人以上80人以下の場合	15単位
(九) 入所定員が81人以上90人以下の場合	13単位
(十) 入所定員が91人以上の場合	12単位
(4) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
(一) 入所定員が50人以下の場合	22単位
(二) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位
(三) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
(四) 入所定員が71人以上の場合	15単位
14 障害児が指定福祉型障害児入所施設に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、社会福祉士又は5年以上障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援若しくは障害児相談支援に係る業務に従事した者(以下「社会福祉士等」という。)を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	
イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が10人以下の場合	159単位
(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	79単位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	53単位
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	40単位
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合	16単位
(11) 入所定員が101人以上110人以下の場合	14単位
(12) 入所定員が111人以上120人以下の場合	13単位
(13) 入所定員が121人以上130人以下の場合	12単位
(14) 入所定員が131人以上150人以下の場合	11単位
(15) 入所定員が151人以上160人以下の場合	10単位
(16) 入所定員が161人以上180人以下の場合	9単位
(17) 入所定員が181人以上の場合	8単位
ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が30人以下の場合	53単位
(2) 入所定員が31人以上40人以下の場合	40単位
(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(4) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(5) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(6) 入所定員が71人以上の場合	20単位

ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が5人以上10人以下の場合	159単位
(2) 入所定員が11人以上15人以下の場合	106単位
(3) 入所定員が16人以上20人以下の場合	79単位
(4) 入所定員が21人以上25人以下の場合	63単位
(5) 入所定員が26人以上30人以下の場合	53単位
(6) 入所定員が31人以上35人以下の場合	45単位
(7) 入所定員が36人以上40人以下の場合	40単位
(8) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(9) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(10) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(11) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(12) 入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
(13) 入所定員が91人以上の場合	16単位

ニ 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が50人以下の場合	32単位
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(4) 入所定員が71人以上の場合	20単位

2 入院・外泊時加算（1日につき）

イ 入院・外泊時加算(I)

(1) 入所定員が60人以下の場合	320単位
(2) 入所定員が61人以上90人以下の場合	288単位
(3) 入所定員が91人以上の場合	252単位

ロ 入院・外泊時加算(II)

(1) 入所定員が60人以下の場合	191単位
(2) 入所定員が61人以上90人以下の場合	172単位
(3) 入所定員が91人以上の場合	150単位

注1 イについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第15の1の注3に規定する体験的な指定共同生活援助の利用、介護給付費等単位数表第15の1の2の注5又は注6に規定する体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用及び介護給付費等単位数表第15の1の2の注3に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この2において同じ。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあっては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が5人以上10人以下の場合	159単位
(2) 入所定員が11人以上15人以下の場合	106単位
(3) 入所定員が16人以上20人以下の場合	79単位
(4) 入所定員が21人以上25人以下の場合	63単位
(5) 入所定員が26人以上30人以下の場合	53単位
(6) 入所定員が31人以上35人以下の場合	45単位
(7) 入所定員が36人以上40人以下の場合	40単位
(8) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(9) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(10) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(11) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(12) 入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
(13) 入所定員が91人以上の場合	16単位

ニ 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が50人以下の場合	32単位
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(4) 入所定員が71人以上の場合	20単位

2 入院・外泊時加算（1日につき）

イ 入院・外泊時加算(I)

(1) 入所定員が60人以下の場合	320単位
(2) 入所定員が61人以上90人以下の場合	288単位
(3) 入所定員が91人以上の場合	252単位

ロ 入院・外泊時加算(II)

(1) 入所定員が60人以下の場合	191単位
(2) 入所定員が61人以上90人以下の場合	172単位
(3) 入所定員が91人以上の場合	150単位

注1 イについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第15の1の注6に規定する体験的な指定共同生活援助の利用、介護給付費等単位数表第15の1の2の注8又は注9に規定する体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用及び介護給付費等単位数表第15の1の2の2の注6に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この2において同じ。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあっては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

2 ロについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊を認めた場合であって、施設従業者（指定入所基準第4条の規定により指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者をいう。以下この第1において同じ。）(栄養士及び調理員を除く。)が、入所支援計画に基づき、当該障害児に対し、支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を超えた日から82日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあつては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

[3 略]

4 入院時特別支援加算

- イ 当該月における入院期間（入院の初日及び最終日並びに2の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。ロ及び注において同じ。）の日数の合計が4日未満の場合 561単位
- ロ 当該月における入院期間の日数の合計が4日以上の場合 1,122単位

注 指定福祉型障害児入所施設において、家族等から入院に係る支援を受けることが困難な障害児が病院又は診療所（当該指定福祉型障害児入所施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整、被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月につき1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

[5 略]

5の2 家族支援加算

イ 家族支援加算(I)

- (1) 障害児の家族（障害児のきょうだいを含む。以下この5の2において同じ。）等の居宅を訪問して相談援助を行った場合
 - (一) 所要時間1時間以上の場合 300単位
 - (二) 所要時間1時間未満の場合 200単位
- (2) 指定福祉型障害児入所施設等において対面により相談援助を行った場合 100単位
- (3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 80単位

ロ 家族支援加算(II)

- (1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 80単位
- (2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 60単位

注 指定福祉型障害児入所施設において、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、あらかじめ入所給付決定保護者（法第24条の3第6項の入所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき2回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。ただし、6を算定しているときは、算定しない。

[6 略]

2 ロについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊を認めた場合であって、施設従業者（指定入所基準第4条の規定により指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者をいう。4及び6において同じ。）(栄養士及び調理員を除く。)が、入所支援計画に基づき、当該障害児に対し、支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を超えた日から82日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあつては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

[3 同左]

4 入院時特別支援加算

- イ 当該月における入院期間（入院の初日及び最終日並びに2の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。ロ及び注において同じ。）の日数の合計が4日未満の場合 561単位
- ロ 当該月における入院期間の日数の合計が4日以上の場合 1,122単位

注 指定福祉型障害児入所施設において、家族等から入院に係る支援を受けることが困難な障害児が病院又は診療所（当該指定福祉型障害児入所施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整、被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月につき1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

[5 同左]

[加える。]

[6 同左]

6の2 移行支援関係機関連携加算

250単位

注 指定福祉型障害児入所施設において、移行支援計画（指定入所基準第3条第1項に規定する移行支援計画をいう。以下同じ。）の作成又は変更に当たって、関係者（都道府県、市町村及び教育機関並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者又は障害者総合支援法第77条の2に規定する基幹相談支援センターその他の障害児の自立した日常生活又は社会生活への移行に関係する者をいう。以下この注及び第2の4の2の注において同じ。）により構成される会議を開催し、当該移行支援計画に係る障害児への移行支援について、関係者に対して専門的な見地からの意見を求め、必要な情報の共有及び当該障害児の移行に係る連携調整を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。

6の3 体験利用支援加算（1日につき）

イ 体験利用支援加算(I)

700単位

ロ 体験利用支援加算(II)

500単位

注1 現に指定福祉型障害児入所施設に入所している障害児であつて、重症心身障害児、重度障害児又は別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童であるもの（移行支援計画において体験利用が計画されているものに限る。）が、現に入所している指定福祉型障害児入所施設を退所する予定日から遡って1年間において体験利用を行う場合に、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する支援を行った場合に、1回につき3日以内（ロにあっては、5日以内）の期間について、2回を限度として所定単位数を加算する。

- (1) 体験利用の利用の日における新たな環境への適応に対する支援その他の便宜の提供
 - (2) 体験利用に係る事業者その他の関係者との連絡調整その他の相談援助
- 2 注1の体験利用は、次に掲げる加算に応じ、それぞれ次に定める活動とする。

- (1) 体験利用支援加算(I) 障害福祉サービス（障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の体験的な利用その他の体験活動（宿泊を伴うものに限る。）
- (2) 体験利用支援加算(II) 障害福祉サービスの体験的な利用その他の体験活動（(1)に定めるものを除く。）

7 栄養士配置加算

イ 栄養士配置加算(I)

[(1)～(7) 略]

(8) 入所定員が101人以上の場合

10単位

[削る。]

[削る。]

[削る。]

[削る。]

ロ 栄養士配置加算(II)

[(1)～(6) 略]

(7) 入所定員が101人以上の場合

5単位

[削る。]

[削る。]

[加える。]

[加える。]

7 栄養士配置加算

イ 栄養士配置加算(I)

[(1)～(7) 同左]

(8) 入所定員が101人以上110人以下の場合

10単位

(9) 入所定員が111人以上120人以下の場合

9単位

(10) 入所定員が121人以上130人以下の場合

8単位

(11) 入所定員が131人以上150人以下の場合

7単位

(12) 入所定員が151人以上180人以下の場合

6単位

(13) 入所定員が181人以上の場合

5単位

ロ 栄養士配置加算(II)

[(1)～(6) 同左]

(7) 入所定員が101人以上120人以下の場合

5単位

(8) 入所定員が121人以上150人以下の場合

4単位

(9) 入所定員が151人以上の場合

3単位

注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。

(2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イを算定しているときは、算定しない。

(1) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。

(2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

[8 略]

8の2 要支援児童加算

イ 要支援児童加算(I) 150単位

ロ 要支援児童加算(II) 150単位

注1 イについては、指定福祉型障害児入所施設が、現に入所している者であつて、要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）又は要支援児童（同条第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）であるものに対する指定入所支援について、児童相談所その他の公的機関又は当該児童の主治医等（以下この注において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、当該障害児に係る会議を開催又は児童相談所等関係機関が開催する会議に参加し、児童相談所等関係機関との情報の共有及び連携調整を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、要保護児童又は要支援児童に対して別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する心理支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

8の3 集中的支援加算

イ 集中的支援加算(I) 1,000単位

ロ 集中的支援加算(II) 500単位

注1 イについては、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、当該児童への支援に関し高度な専門性を有すると都道府県知事が認めた者であつて、地域において当該児童に係る支援を行うもの（以下「広域的支援人材」という。）を指定福祉型障害児入所施設に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。

(2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。

(1) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。

(2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

[8 同左]

[加える。]

[加える。]

2 ロについては、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、集中的な支援を提供できる体制を備えているものとして都道府県知事が認めた指定福祉型障害児入所施設が、他の指定通所支援（法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援をいう。第2の4の5において同じ。）を行う事業所、指定障害児入所施設（法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。第2の4の5において同じ。）、指定発達支援医療機関等から当該児童を受け入れ、集中的な支援を実施した場合に、3月以内の期間に限り1日につき所定単位数を加算する。

9 小規模グループケア加算

イ	小規模グループケア加算(I) (障害児の数が4人から6人まで)	320単位
ロ	小規模グループケア加算(II) (障害児の数が7人又は8人)	233単位
ハ	小規模グループケア加算(III) (障害児の数が9人又は10人)	186単位

注1 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、障害児に対し小規模なグループによる指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、当該グループでケアする障害児の数に応じ、当該障害児1人につき所定単位数を加算する。ただし、ハについては、子ども家庭庁長官が定める施設基準（平成24年厚生労働省告示第269号）の適用前に建設された指定福祉型障害児入所施設であって、都道府県知事が適当と認めたものに限り、所定単位数を加算する。

2 イについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た障害児を入所させるための設備等を有する建物（当該建物を設置しようとする者により設置される当該建物以外の指定福祉型障害児入所施設であって当該建物に対する支援機能を有するもの（以下この注2において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される建物に限る。）において、障害児に対し小規模なグループによる指定入所支援を行った場合に、更に当該障害児1人につき378単位を所定単位数に加算する。

9の2 障害者支援施設等感染対策向上加算

イ	障害者支援施設等感染対策向上加算(I)	10単位
ロ	障害者支援施設等感染対策向上加算(II)	5単位

注1 イについては、以下の(1)から(3)のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
- (2) 協力医療機関（指定入所基準第39条第1項に規定する協力医療機関をいう。以下同じ。）等との間で、感染症（新興感染症を除く。以下この(2)において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。

9 小規模グループケア加算

240単位

[加える。]

[加える。]

[加える。]

注1 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、小規模なグループによるケアを行う必要があると都道府県が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、当該障害児1人につき所定単位数を加算する。

2 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た障害児を入所させるための設備等を有する建物（当該建物を設置しようとする者により設置される当該建物以外の指定福祉型障害児入所施設であって当該建物に対する支援機能を有するもの（以下この注2において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される建物に限る。）において、小規模なグループによるケアを行う必要があると都道府県が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合（小規模グループケア加算が算定されている場合に限る。）に、更に当該障害児1人につき308単位を所定単位数に加算する。

[加える。]

(3) 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）の区分番号A234-2に規定する感染対策向上加算（注2において「感染対策向上加算」という。）若しくは医科診療報酬点数表の区分番号A000に掲げる初診療の注11及び区分番号A001に掲げる再診療の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

2 ロについては、医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上、指定福祉型障害児入所施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、1月につき所定単位数を加算する。

9の3 新興感染症等施設療養加算 240単位

注 障害児が別にこども家庭庁長官が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定入所支援を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として1日につき所定単位数を加算する。

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11及び12において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の72に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

11 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

12 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合は、1から9の3までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数を所定単位数に加算する。

[加える。]

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11及び12において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から9までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から9までにより算定した単位数の1000分の72に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から9までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

11 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から9までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から9までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

12 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合は、1から9までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第2 医療型障害児入所施設

1 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）

イ 指定医療型障害児入所施設の場合（ロに該当する場合を除く。）

- (1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合 380単位
- (2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合 189単位
- (3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合 988単位

ロ 指定医療型障害児入所施設で定期有目的の支援を行う場合

- (1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合
 - (一) 60日目まで 454単位
 - (二) 61日目以降90日目まで 415単位
 - (三) 91日目以降180日目まで 380単位
 - (四) 181日目以降 345単位

- (2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合
 - (一) 60日目まで 223単位
 - (二) 61日目以降90日目まで 205単位
 - (三) 91日目以降180日目まで 189単位
 - (四) 181日目以降 173単位

- (3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合
 - (一) 60日目まで 1,190単位
 - (二) 61日目以降90日目まで 1,084単位
 - (三) 91日目以降180日目まで 988単位
 - (四) 181日目以降 891単位

ハ 指定発達支援医療機関の場合（二に該当する場合を除く。）

- (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合 137単位
- (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合 962単位

ニ 指定発達支援医療機関で定期有目的の支援を行う場合

- (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合
 - (一) 60日目まで 165単位
 - (二) 61日目以降90日目まで 150単位
 - (三) 91日目以降180日目まで 137単位
 - (四) 181日目以降 124単位

- (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合
 - (一) 60日目まで 1,164単位
 - (二) 61日目以降90日目まで 1,058単位
 - (三) 91日目以降180日目まで 962単位
 - (四) 181日目以降 865単位

注1 指定医療型障害児入所施設（指定入所基準第2条第2号に規定する指定医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。）又は指定発達支援医療機関（法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。）において、指定入所支援を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

第2 医療型障害児入所施設

1 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）

イ 指定医療型障害児入所施設の場合（ロに該当する場合を除く。）

- (1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合 352単位
- (2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合 175単位
- (3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合 914単位

ロ 指定医療型障害児入所施設で定期有目的の支援を行う場合

- (1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合
 - (一) 60日目まで 420単位
 - (二) 61日目以降90日目まで 384単位
 - (三) 91日目以降180日目まで 352単位
 - (四) 181日目以降 319単位

- (2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合
 - (一) 60日目まで 206単位
 - (二) 61日目以降90日目まで 190単位
 - (三) 91日目以降180日目まで 175単位
 - (四) 181日目以降 160単位

- (3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合
 - (一) 60日目まで 1,101単位
 - (二) 61日目以降90日目まで 1,003単位
 - (三) 91日目以降180日目まで 914単位
 - (四) 181日目以降 825単位

ハ 指定発達支援医療機関の場合（二に該当する場合を除く。）

- (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合 127単位
- (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合 890単位

ニ 指定発達支援医療機関で定期有目的の支援を行う場合

- (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合
 - (一) 60日目まで 153単位
 - (二) 61日目以降90日目まで 139単位
 - (三) 91日目以降180日目まで 127単位
 - (四) 181日目以降 115単位

- (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合
 - (一) 60日目まで 1,077単位
 - (二) 61日目以降90日目まで 979単位
 - (三) 91日目以降180日目まで 890単位
 - (四) 181日目以降 801単位

注1 指定医療型障害児入所施設（指定入所基準第2条第2号に規定する指定医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。）又は指定発達支援医療機関（法第6条の2の第3項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。）において、指定入所支援を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

1の2 ロ又は二については、法第24条の3第4項に規定する入所給付決定に当たり、一定期間の指定入所支援を行うことにより退所が可能であると都道府県知事が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合に、障害児の障害種別に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

2 指定医療型障害児入所施設に係る医療型障害児入所施設給付費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 障害児の数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合 別にこども家庭庁長官が定める割合

(2) 指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一) 入所支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70

(二) 入所支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

3 指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第41条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

3の2 指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第42条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

3の3 指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第35条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

3の4 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、重度障害児（次のイに規定する障害児又は次のハに規定する肢体不自由児をいう。以下この第2において同じ。）に対し、指定入所支援を行った場合（指定医療型障害児入所施設にあっては、該当する重度障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、重度障害児の障害種別に応じ、重度障害児支援加算として、1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注5の2の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

イ 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合（ロに該当する場合を除く。） 165単位

(1) 次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であって、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの

(一) 食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活活動の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者

1の2 ロ又は二については、法第24条の3第4項に規定する入所給付決定に当たり、一定期間の指定入所支援を行うことにより退所が可能であると都道府県知事が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合に、障害児の障害種別に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

2 指定医療型障害児入所施設に係る医療型障害児入所施設給付費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 障害児の数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合 別にこども家庭庁長官が定める割合

(2) 指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一) 入所支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70

(二) 入所支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

3 指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第41条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第41条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

4 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、次のイからハマまでのいずれかに該当する障害児に対し、指定入所支援を行った場合（指定医療型障害児入所施設にあっては、該当する障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、障害児の障害種別に応じ、重度障害児支援加算として、1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注5の2の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

イ 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合（ロに該当する場合を除く。） 165単位

(1) 次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であって、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの

(一) 食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活活動の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者